ジェンダー・バイアス　～無意識に刷り込まれた悪弊～

「ジェンダー」という言葉について私の事務所の女性事務職員五人に聞いてみた。言葉を聞いたことがある者が一人、意味まで知っている者はなかった。ジェンダーとは、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」であり、生物学的性別と対比して、「社会的性別」という意味で使われる。従って、「ジェンダー・バイアス」とは、「社会的性別による偏見」である。日本国憲法は、個人の尊重を謳い、性別による差別を禁止し、家族生活における両性の平等を謳っている。しかし、我国においてジェンダーに関する研究が発表され始めたのは一九〇〇年代であると言われている。そして、一九九九年には男女共同参画社会基本法が施行され、二〇〇五年にはこの法律に基づく第二次基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会（雇用の分野における男女の機会場等と待遇の確保）の更なる推進が重点施策とされた。しかし、前記事務職員の例にあるように、まだまだジェンダー問題が社会に浸透しているとは言い難い。

今年度の関東弁護士会連合会のシンポジウムは新潟市で九月二一日に開催されたが、そのテーマは「市民に開かれた家庭裁判所を目ざして」であった。その中で裁判所という人権保障の最後の砦において、ジェンダー・バイアスの問題がどのように意識されているか、いないのかということの研究結果が発表された。これによると、弁護士として職務を行うに際して、この問題を意識したことがあるかとのアンケートに対し、「ある」との回答が五七％、「ない」との回答が三六％、受任事件を通じて、家庭裁判所の職務関係者（裁判官、調停委員、職員等）に、ジェンダー・バイアスがあると感じたことがあるかとのアンケートに対し、「ある」との回答が四五％、「ない」との回答が四八％であった。ほぼ半数が家庭裁判所におけるその存在を指摘していることになる。また、調停委員に対するアンケートでは、職務を行うに際しこの問題を意識したことの「ある」人が五八％、「ない」人が四一％であり、前記弁護士に対するアンケー

トとほぼ同じであり、「ある」と回答した人を男女別にみると「ある」との回答の内男性は五一％であったのに対し、女性は六五％であった。また実際に担当した調停手続において、職務関係者にジェンダー・バイアスがあると感じたことがあるかとの問に対し、「ある」との回答は一七％と少数であり、家庭裁判所においてはないと感じている調停委員が圧倒的に多いという結果となった。この結果は、前記弁護士に対するアンケートの結果と比較してその様相を大きく異にする。また、注目すべきは、職務を行うに際し、この問題を意識したことのない調停委員二六一名の内二六〇名は、実際の調停手続においてジェンダー・バイアスを感じたことはないと回答していることである。

　ジェンダー・バイアスを感じた調停委員の発言としては「女性は家庭を守るべきもの」「女性が働いていれば男性が浮気をするのも止むを得ない」「専業主婦なら夫を立てないと」「夫は口喧嘩が苦手だから手を出してしまう」等の言動が挙げられている。ジェンダー・バイアスは社会制度や慣行により歴史的に形成されてきたものであるが故に、ある場合には美徳として許され、ある場合には家族や子供のためという大義名分を着せられており、人の意識の中に無意識に刷り込まれている。このことが更に問題を深刻にしている。

【平成１９年１１月２８日　静岡新聞　朝刊　掲載】